

受水槽に設置する非常用給水栓に係る取扱基準

(目的)

第1条 本取扱基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 非常用給水栓とは、受水槽または受水槽からの流出管に設けた災害時にのみ使用を許された水栓をいう。

(適用範囲)

第3条 適用範囲は、下記のものとする。

- (1) つくばみらい市水道事業の供給する水道水を、受水槽式給水方式により利用していること。
- (2) 災害等によりつくばみらい市から水道水が供給されない場合、若しくは災害等により受水槽ポンプ施設が停止して給水されない場合
- (3) 受水槽用の水量を計量するための量水器が設置されていない場合

(設置条件)

第4条 非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用給水栓には、災害時以外の使用を防止する措置（鍵付水栓、蛇口封印・取外等）がされていること。ただし、受水槽の周囲を壁や柵等で囲われ、鍵の施錠により人の出入を制限できる場合に限り、防止措置を省略することができる。
- (2) 非常用給水栓は、口径 $\phi 20$ mm以下とすること。
- (3) 非常用給水栓の取付、数については、次のうちのいずれかとする。
 - ア 非常用給水栓を受水槽へ直接取付ける場合
給水栓取付数は、原則1個とする。
 - イ 既設流出管より分岐管を設け、非常用給水栓を取付ける場合
(ア) 給水栓取付数は、複数可能とする。
(イ) 分岐管の直近に仕切弁を設け、管内に水が滞留しない措置を行うこと。
 - ウ 受水槽に流出管を新規に設け、非常用給水栓を取付ける場合
(ア) 給水栓取付数は、複数可能とする。
(イ) 非常用給水栓用の流出管は、原則1本とする。
(ウ) 受水槽直近に仕切弁等を設け、管内に水が滞留しない措置を行うこと。
- (4) 受水槽に非常用給水栓または非常用給水栓用の流出管を取付けようとする場合、受水槽有効容量の最低水位より10cm以上高い位置とすること。

- (5) 受水槽に非常用給水栓または非常用給水栓用の流出管を取付ける場合、受水槽本体の強度に影響を与えない構造とすること。
- (6) 非常用給水栓は、受水槽の周囲1メートル以内で、維持管理を妨げない位置に設置すること。
- (7) 住民等への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレートを見やすい場所に掲示すること。なお、プレートの材質は腐食や破損のおそれがないものとし、大きさは縦30cm×横10cm以上とすること。
- (8) 非常用給水栓設置工事の際に、異物が水槽内に混入する恐れがある場合は、水槽の清掃および水質検査を行い、つくばみらい市水道事業管理者（以下、「水道事業管理者」という。）へ報告をすること。
- (9) 非常用給水栓の施工については、つくばみらい市水道事業指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事事業者」という。）にて行うこと。

（事前協議）

第5条 非常用給水栓を設置しようとする者（以下、「設置者」という。）が、非常用給水栓設置の申込を行う前に、設置者または指定工事事業者が水道事業管理者と協議を行うものとする。

（設置者および管理責任者）

第6条 設置者は、非常用給水栓の管理責任者を定め、「設置者および管理責任者選定（変更）届」（様式第1号）を水道事業管理者へ提出すること。また、記載内容に変更が発生した場合は、速やかに変更の届出を行うこと。

（申込）

第7条 設置者は、水道事業管理者へ申込を行い、承諾を得るものとする。

2 前項の申込は、「非常用給水栓設置申込書」（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 案内図
- (3) 以下の内容を示す書類（平面図、立面図等）
 - ア 給水栓または給水管を設置する場所
 - イ 給水栓、給水管等の仕様書および設置方法
 - ウ 非常用給水栓の不適切使用防止措置
 - エ 対象となる受水槽の詳細内容
 - オ その他、水道事業管理者が必要とする書類

3 申込を行う際に指定工事事業者は、設置者に対して誓約書、その他提出書類の内容につ

いて十分に説明を行うこと。

4 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、水道事業管理者へ「非常用給水栓変更届」（様式第4号）を提出すること。

（審査）

第8条 水道事業管理者は、前条の申込書を受付した場合は、第4条に掲げる事項について審査を行う。

（確認等）

第9条 設置者は、非常用給水栓の設置完了後、遅延なく「非常用給水栓設置完了届」（様式第5号）を水道事業管理者に提出し、確認を受けなければならない。当該給水栓が第4条各号に適合することが確認できる写真、竣工図面を添付すること。

（維持管理および点検）

第10条 非常用給水栓の維持管理については、点検簿を作成し管理責任者が適切に管理及び点検をすること。

（使用）

第11条 非常用給水栓の使用については、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 非常用給水栓の使用を開始する前に、残留塩素が、基準値0.1mg/l以上であることの確認を行うこと。

(2) 災害時（訓練や点検を含む）に非常用給水栓を使用したときは、「非常用給水栓使用届」（様式第6号）により、使用日時を水道事業管理者へ報告すること。

また、不正使用防止措置を解除した場合は、再度防止措置を行い、状況写真を水道事業管理者へ提出すること。

2 非常用給水栓を、災害時以外など本来の目的以外に使用した場合は、その理由を水道事業管理者に説明するとともに管理方法についての是正策を提出すること。

（立入点検）

第12条 水道事業管理者は、受水槽周辺に立ち入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することができる。

（廃止）

第13条 設置者は、非常用給水栓を撤去する場合、「非常用給水栓廃止届」（様式第7号）を水道事業管理者へ提出するものとする。

2 非常用給水栓撤去後、状況確認ができる写真を水道事業管理者に提出し、確認を受けるこ

と。

(取 消)

第 14 条 水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、非常用給水栓の撤去を命じることができる。

- (1) 第 9 条に掲げる書類の提出を行わないとき。
- (2) 非常用給水栓の設置後、第 4 条各号の規定に不適合と認めるとき。
- (3) 第 12 条の規定に基づく立入点検による是正事項に対して、猶予すべき理由なしに期日まで対応が講じられないとき。
- (4) 災害時以外の不適切な使用があると認められるとき。

(費用負担)

第 15 条 非常用給水栓の設置及び管理に要する費用は、設置者の負担とする。また、撤去についても同様とする。

(事務処理等)

第 16 条 管理責任者は、非常用給水栓設置に関する書類について、適切に管理、保管を行うこと。

(その他)

第 17 条 本取扱基準に定めるもの以外に必要な事項は水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。